

中小売商業の振興指針

かんがみ、中小売商業者は、地域における他の中小売商業者と協力して、地域消費者に対する中小売商業の充実を図り、当該地域の要請に適応するため、経営活動により生ずる公害の防止等環境の保全に留意し、さらには積極的に環境施設等の整備を図ることを目標とするものとする。

(1) 中小売商業者は、家計と営業会計を分離し、事業活動のための財務計画を作成し、記帳の適正化に努めるものとする。

(2) 中小売商業者は、商品の仕入先、他の中小売商業者と協力して、統一的な取引コード、伝票等の利用を図る等経営の標準化、規格化に努めるものとする。

(3) 中小売商業者は、必要な場合に限り、統一的な計算や会計処理のための機構を利用することにより、財務計画を作成し、記帳の適正化に努めるものとする。

大きくなれ
大きくなれ

(昭和43年4月11日)
(第3種郵便物認可)

定価一部30円 第120号(2)

商工うつのみや

(昭和49年2月20日)(毎月1回20日発行)

商工うつのみや

(昭和43年4月11日)
(第3種郵便物認可)

商工うつのみや

(昭和49年2月20日)(毎月1回20日発行)

(3) 昭和49年2月20日(毎月1回20日発行)

(昭和49年2月20日(毎月1回20日発行))

その他の中小売商業の振興のため必要な事項を定めるものである。

流通活動は、生産と消費を媒介するという国民経済上極めて重要な役割を果しておる。この健全な発達を図ることは困難である。

特に小売業は、国民の日常生活と最も密接な関連を有する部門として市場機構の極めて重要な柱の一つであるが、わが國経済の高度成長の過程において、生産部門に比してその近代化の遅れがみられる。

加えて、最近の消費者運動の抬頭、反公害ムードの強まり等、福

祉志向の気運の中で、小売機能の

強化することが不可欠である。

特に中小売商業は、小売部門

の大宗を占め、本末様で

小口分散的である消費に最もきめ細かく対応できる存在として、その果たすべき役割は一層重要なものとなる。

したがつて、資本自由化、労働

能力不足等の経済的、社会的条件の

急激な変化の中において、そ

の果たすべき役割は一層重要なも

のとなる。

この指針は、以上のような考

えに立脚して、中小売商業の振興

を図るために、中小売商業者に対

する指針として、経営の近代化の

目標、経営管理の合理化、施設及

び設備の近代化、事業の共同化

題である。

この指針は、以下のような考

えに立脚して、中小売商業の振興

を図るために、中小売商業者に対

する指針として、経営の近代化の

目標、経営管理の合理化、施設及

び設備の近代化、事業の共同化

題である。

この指針は、以上のような考

えに立脚して、中小売商業の振興

を図るために、中小売商業者に対

する指針として、経営の近代化の

目標、絏営管理の合理化、施設及

び設備の近代化、事業の共同化

題である。

この指針は、以上のような考

えに立脚して、中小売商業の振興

を図るために、中小賣商業者に対

する指針として、経営の近代化の

目標、絏営管理の合理化、施設及

び設備の近代化、事業の共同化

題である。

この指針は、以上のような考

えに立脚して、中小売商業の振興

を図るために、中小賣商業者に対

する指針として、経営の近代化の

目標、絏営管理の合理化、施設及

び設備の近代化、事業の共同化

題である。

この指針は、以上のような考

